



名大新制大学院当初の学位規程

ての修士の性格づけを読み取ることができるかもしれません。

五、大学院制度改革の前提

◆ 占領政策のゆらぎ

これまで本書では、日本における新制大学院の制度的な枠組みができたがるまでのようすを描いてきました。戦後あらたに構想された新制大学院制度は、学校教育制度という枠のなかに位置づけられ、戦前のように研究者養成だけを目的としない修士課程と博士課程の

二本立ての制度として組み立てられようとしたのでした。その背景には、日本の学術研究の水準低下を懸念する教育刷新委員会の意向と、教育機能を重視するアメリカ型の大学院制度の導入を図ろうとするC I & Eやその影響を強く受けた大学基準協会の意向とが混在していたといえます。

さて、G H Q / S C A Pによる日本の占領が終結したのは一九五二（昭和二七）年のことでした。その点からみれば、新制大学院制度は占領期の後半期に構想されて、占領終結後に発足した制度であるといえます。本書で詳しくのべることはできませんが、近年の占領期研究によると、G H Q / S C A Pによる大学改革を中心とする高等教育政策は、占領初期のものと後期のものとは質的なちがいがあつたことが明らかにされています。

◆ 占領政策の変化

ごく簡単にいえば、占領初期はC I & Eによる改革主導のもと、教育における非軍事化と「民主化」（アメリカン・デモクラシーの普及）に重点がおかれていたといえます。一方、G H Q / S C A P内部にはこのC I & Eとは異なつた視点から高等教育政策を構想するE S S / S T（経済科学局科学技術課）というセクションがありました。占領後期の高等教育政策は、次第にこのE S S / S Tの影響を受けるようになり、科学・技術の振興を前提とした日本の経

済的復興に重点がおかれるようになるのです。新制大学院は、まさにこの両者がせめぎあうなかで制度化されたといつてよいのです。

しかもこうした要因が、つぎにのべる占領終結後の大学院制度改革の前提となったことは否定できません。

六、一九七〇年代以降の大学院改革

◆「大学院設置基準」の制定

一九七四（昭和四九）年六月、文部省は戦後はじめての「大学院設置基準」を制定するとともに、「学位規則」（一九五三年四月制定）の改正を行いました。この大学院設置基準は、新制大学院発足以降の大学院に関する論議を整理したものと位置づけられます。戦後の大学院制度は、この基準制定によって大きな変革をもたらされたのです。そのポイントを列挙しておきます。

第一に、修士課程の目的に修正を加え、従来の研究者養成にとどまらない高度の職業専門教